

宮崎県への寄附金の取り扱いについて

この度は、東日本大震災対策にかかる寄附金のお申し出をいただきまして、誠にありがとうございます。

1 寄附金の使途について

県が行う東日本大震災に対する事業の財源として活用させていただきます。

2 税制上の優遇措置について

地方公共団体への寄附は、税法による優遇税制を受けられます。納入通知書の「納入通知書兼領収書」を添付し確定申告等を行ってください。

3 問い合わせ先について

宮崎県危機管理課

住 所：〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

TEL：0985-26-7064

FAX：0985-26-7304

4 寄附金受入の流れについて

- (1) 「寄附申込書」に必要事項を記入の上、上記3の問い合わせ先にFAX送信、メール(kiki-kikikanri@pref.miyazaki.lg.jp)または郵送をお願いします。
- (2) 県で「寄附申込書」を受領後、「寄附申込承諾書」及び「納入通知書」を郵送します。
- (3) 納付書が届きましたら、次の金融機関で寄附金の納入をお願いします。
 - 宮崎銀行本店・支店
 - 宮崎県信用農業協同組合連合会
 - 宮崎太陽銀行本店・県内支店
 - みずほ銀行本店・支店
 - 上記以外で宮崎県内に所在するもの
 - ・普通銀行、信託銀行、商工組合中央金庫、労働金庫、信用金庫、信用組合、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会、漁業協同組合（一部支所除く）
- (4) 県で入金を確認できましたら、文書にてお知らせします。